第４７回道州制特区提案検討委員会次第

日時　平成24年５月30日（水）10:00～12:00
場所　第２水産ビル　３階　３Ｇ会議室

１　開　　会

２　挨　　拶

３　議　　事
（１）庁内提案における継続案件の審議について
　　（「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設）
（２）道民アイデア（新規分）の第１次整理について
　　（環境保全分野）
（３）分野別審議について
　　（バイオマス関連）
（４）次回（第48回）委員会について
（５）その他

４　閉　　会

【配付資料】

資料１　　「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設に係る事業性の検証結果等について
資料２－１　道民アイデア（新規分）の状況
資料２－２　道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表（環境保全分野）
資料３　　分野別審議資料

参考資料１　道州制特区提案に関する検討の具体的な進め方
参考資料２　平成24年度国の施策及び予算に関する提案・要望（エゾシカ対策）
参考資料３　砂糖の価格調整制度の概要
参考資料４　バイオマスの利活用に関する主な特定分野別計画（各概要版）

第４７回北海道道州制特区提案検討委員会出席者名簿

【委　　員】　　（敬称略）

氏　　名	現　　職	備 考
井上久志（いのうえ ひさし）	北海道大学名誉教授	会　　長
河西邦人（かわにし くにひと）	札幌学院大学経営学部教授	副 会 長
太田明子（おおた あきこ）	太田明子ビジネス工房代表	
菊池貞雄（きくち さだお）	北海道バイオマスリサーチ株式会社代表取締役	
近藤和江（こんどう かずえ）	北海道保育士会会長	
竹田恒規（たけだ つねのり）	北星学園大学経済学部専任講師	欠席
湯浅優子（ゆあさ ゆうこ）	農業・ファームイン経営	

【事　務　局】

氏　　名	役　　職
石橋秀規	北海道総合政策部地域振興監
渡辺明彦	北海道総合政策部地域主権局広域連携担当局長
阿部清明	北海道総合政策部地域主権局参事
薬袋浩之	北海道総合政策部地域主権局主幹
久々江秀範	北海道総合政策部地域主権局主査
武藤健	北海道総合政策部地域主権局主任

資 料 1

「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設に係る事業性の検証結果等について

1　提案の概要（庁内提案）

○高齢化の進展やそれに伴う健康志向への高まりを踏まえ、現在、医師の指示により身体又は精神に障害のある方に対してリハビリなどの理学療法・作業療法を行っている理学療法士・作業療法士に対し、北海道知事が認める専門的な教育を修めることにより、「特区理学療法士」、「特区作業療法士」という新たな資格名を使用することを認め、理学療法士・作業療法士のスキルを生かし、健常者を対象にした高度な健康サービスを提供しようとするもの。

〈提案のねらい〉

○現　状

・理学療法士・作業療法士は患者一人ひとりの特性を分析し理学療法・作業療法を行う高いスキルを持っている。

・法律により、医師の指示のもとに理学療法・作業療法を行うこととされているが、医療行為とならない健康づくりサービスに関する規定はない。

○課　題

・広域分散型の地域構造がある一方で、医療施設や医師が偏在しており、過疎地域等に在住する中・高年齢層は予防的な健康づくりのためのトレーニングの機会に恵まれない。

・理学療法士・作業療法士のスキルを積極的に活用した持続的な健康づくりの取組が推進されるよう地域において高度な健康づくりサービスを提供する担い手づくりが必要。

⇩

○目指すすがた：理学療法士・作業療法士のスキルを生かした高度な健康づくりサービスの提供
（健常者を対象とした生活機能の評価・分析と相談・運動指導等 ）

＜現状＞

理学療法、作業療法を医師の指示のもとに行うことを規定（身体（又は精神）に障害のある者が対象）

必要となる専門教育の付与

＜提案＞

○業務領域の一部として、健康づくりサービスを明確化

○高度な健康づくりサービスを行う者に対する特区理学療法士・特区作業療法士の名称使用

○医療スキルを活かしたサービスであることの標榜

⇩

中・高年齢層の健康増進
地域における医療スキルを生かした高度な健康サービスの創出

2　提案検討委員会での審議状況

■　第26回検討委員会（H20.12.12）

○　経済部から「地域における理学療法士及び作業療法士の業務領域の拡大」について説明及び審議

■　第28回検討委員会（H21.2.20）

○　継続審議

■　第29回検討委員会（H21.3.17）

○　経済部から「地域における理学療法士及び作業療法士の業務領域の明確化」について説明及び審議

■　第30回検討委員会（H21.3.30）

○　経済部から『「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設』について説明及び審議

→　委員の意見が分かれていることから、第4回答申には盛り込まないことで整理。

■　第32回検討委員会（H21.7.27）

○　この案件の取扱いについて審議

→　「第5回答申に向け前向きに検討する。」ということを次期委員会に申し送ることで整理。

■　第40回検討委員会（H22.11.26）

○　「事業性等の検証と提案事項の再精査が終了後、新年度に改めて審議する」ことで整理

３　委員会での主な意見

＜第４回答申に盛り込むことに積極的な意見＞
- ○　新たな資格制度を設けることで特区提案になじむ。
- ○　新しい付加価値をつけるものであり、新たなビジネスの創出につながる。
- ○　既存の柔道整復師などと重なる部分もあるが、利用者にとっては選択肢が増える。

＜第４回答申に盛り込むことに慎重な意見＞
- ○　地域におけるニーズ、事業性があるのか不明。
- ○　今まで自由にできたことが新たな資格制度を設けることで、かえって法の枠をはめることになるのではないか。
- ○　現行法規の中でも対応可能ではないか。

⇩

＜第３２回検討委員会＞

意見が分かれたことから第4回答申には盛り込まないが、経済部ではモデル事業を実施し、事業性等の確認を行うこととしていることなどから、「第５回以降の答申に向けて前向きに検討する。」ということを次期委員会に申し送ることで合意。

⇩

＜第４０回検討委員会＞

モデル事業を実施し、事業性の検証や事業化に向けた課題の整理を行っているところであるため、**事業性等の検証と提案事項の再精査が終了後、新年度に改めて審議する。（第６回以降の答申）**

４　事業性等の検証と関係機関の意見について

〈事業性等の検証〉

■モデル事業の実施（H21.7～H23.3）
別紙のとおり

■人材育成(H21.7～H22.12)
○高齢者の健康づくりプログラムの開発と地域での実践人材の育成（事業実施者：札幌医科大学）

〈理学療法士会の意見（H22.10.15）〉
- ○起業は今後増えてくる。最近は修了後すぐに起業を希望するなどの動きが出てきている。
- ○現状では資格者同士の力量の差が見えにくいので、差別化を目的に「特区理学療法士」の資格を目指す者は多いと思う。
- ○（資格の取得にあたっては）理学療法士はすでに国家資格を持っているから、さらに札幌医科大学で専門研修を受けるのはハードルが高い。

〈作業療法士会の意見（H21.2.13）〉
- ○パイロット的な取組となるなら、提案自体には賛成であるが、ビジネス化は困難

〈厚生労働省医政局指導課への確認（H23.6.17）〉
- ①理学療法や作業療法を行う者は、「理学療法士法及び作業療法士法」の制定により、医学的リハビリテーションの専門家としての資格と業務が保証されている。
- ②理学療法士等は、本来、障害者等に対する医学的リハビリテーションを行うことを業としているものであり、理学療法士等が、その名称を用いて健常者を対象とした健康サービスなどを行うことは、差し支えないとされている。

⇩

〈検証結果〉
■事業性の検証や事業化に向けた課題の整理を行ったところ、**医療スキルを活かした単独の事業性等の可能性については、現時点では難しい状況にある。**

別　　紙

「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設
＜事業化の可能性について＞

モデル事業実施による検証結果

（１）実施したモデル事業

- 高齢者の健康づくり（ひざイタ予防）教室の実施
- ものづくりや運動指導等の総合的な健康づくり支援サービスの実施
- メディカルトレイル可能性調査と試行
- 高齢者の冬季の健康生活づくりの試行
- 短期滞在型のヘルスツーリズムビジネスモデルの実施

（２）事業性の検証・事業化に向けた課題（Ｈ２１～Ｈ２２の事業報告書より）

- 健康サービスへのニーズはあるものの、運動指導などの健康サービスの提供だけでは、収益的に事業化は困難であると考えられる。健康食の販売や宅配など、複数のサービスを組み合わせ、収益を確保していくことが不可欠である。
- また、事業化にあたっては、専門知識を持った人材のほか、経営の中核となる人材の確保や、病院や行政等の関係機関との連携が課題となっている。（モデル事業終了後は、雇用を確保できないケースが多かった。）

（検証結果）

- **単体の健康サービスだけでは、収益的に難しい。**
- **専門知識を持った人材だけではなく、経営人材をどう確保するかが課題**
- **病院や行政等の関係機関と連携する仕組みづくりが必要**

まとめ

モデル事業の検証結果や理学療法士会、厚生労働省の意見等を受け、総合的に判断した結果、

事業化については、現時点では難しい状況にある。

資料２－１

道民アイデア（新規分）の状況

大分類		中分類〈小分類〉	No.	整理番号	提　案　事　項
環境・農林水産・経済振興	環境保全	環境保全〈自然環境保全〉	359	4501 F	有害鳥獣駆除に係る銃の取扱規制の緩和
			360	2501 F	捕獲実績のあるハンターに係る猟銃の所持許可の更新時における技能講習の免除
			361	2502 F	森林管理局職員等によるエゾシカ駆除
		環境保全〈バイオ燃料〉	362	2503 F	バイオエタノール原料の買い取りに係る支援措置
		環境保全〈環境保全〉	363	1501 F	全国一律の基準見直しによる学校のエコ改修
	農林水産業の振興	農業の振興〈就農促進〉	364	3501 B	農地の権利移動に係る土地規模の制限の緩和
			365	3502 B	無農薬による就農を促進する制度の創設
		農業の振興〈農業生産力の向上〉	366	2504 B	農業高等専門学校の設置認可権限の移譲
		農業の振興〈その他〉	367	3503 B	口蹄疫対策としてのトランスファーファクター（免疫情報伝達物質）の活用
		水産業の振興	368	1502 B	水産業における広域的資源増大対策
			369	1503 B	有害生物（海獣等）対策
			370	1504 B	指定漁業の一元管理
	経済振興対策	観光振興〈観光客誘致〉	371	1505 D	ホテルや飲食店の調理師の格付け
			372	1506 D	農業体験旅行のモデル地域の確立
			373	1507 D	カジノの自由化
			374	1508 D	カジノの設置
		観光振興〈観光業振興〉	375	4502 D	第3種旅行業者の登録要件等の緩和
			376	3504 D	広域観光圏の指定権限の移譲
		商業の振興〈中心市街地活性化〉	377	2505 D	まちづくり会社による不動産証券化の設定条件の緩和
			378	2506 D	特定目的会社に対するパススルー課税の適用
			379	2507 D	道路の使用許可に係る手続きの簡素化
		地域産業育成	380	3505 D	農商工などの系統団体の統合
			381	3506 D	産業振興支援策の道への移譲
		その他〈物流・人材移動の活性化〉	382	1509 D	自動車最高速度の緩和
			383	1510 D	自動車最高速度の緩和
			384	2508 D	自動車最高速度の緩和
		その他〈その他〉	385	3507 D	屋根の暖房システムの導入
地域医療対策		医療従事者の地域偏在是正〈麻酔科医の確保〉	386	4503 A	麻酔科医の確保対策
		その他〈その他〉	387	4504 A	看護師による抗インフルエンザウイルス薬の配布の弾力化
			388	4505 A	看護師による各種ワクチン接種の弾力化
			389	4506 A	メディカルクラーク（医療事務作業補助者）の配置
			390	3508 A	救急搬送体制の整備
福祉・子育て・教育	福祉	福祉〈福祉〉	391	3509 J	民生委員及び児童委員の委嘱権限の移譲
	子育て	子育て支援〈子育て支援〉	392	1511 G	保育所床面積の基準に係る条例の制定
	教育・学校	教育・学校〈教育・学校〉	393	1512 I	小中学校における中国語授業の導入
			394	1513 I	小中学校における授業時間の増加
			395	3510 I	小中一貫教育の実施
地域振興対策		地域活性化〈地域交通〉	396	2509 H	自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲
		地域活性化〈独自基準の設定〉	397	3511 H	高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲
		地域活性化〈その他〉	398	2510 H	地域資源と健康づくりを連携するシステムの構築
			399	1514 H	税制優遇による人口の増加と観光の活性化
		地域防災対策〈地域防災対策〉	400	4507 H	コミュニティ放送の放送区域の拡大
		地方自治の強化〈住民自治の強化〉	401	1514 H	北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲
		地方自治の強化〈自治体財政・会計の改善〉	402	4508 H	地方公共団体の債権回収の一元化
			403	2511 H	広域連合への課税権の付与
		地方自治の強化〈その他〉	404	4509 H	コンビニエンスストアにおける各種届出等の取次

※提案期間：平成21年4月～平成24年3月

道民アイデア（新規分）

NO.359

提案事項名	4501F　有害鳥獣駆除に係る銃の取扱規制の緩和
提　案　者	庁内
提案の背景	・エゾシカの個体数の増加による農林業被害、交通事故、生態系の破壊などが深刻化している。 ・エゾシカは夜行性で日没後に多く集まる傾向にあるが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により、日没前及び日没後において銃器を使用した鳥獣の捕獲は禁止されている。 ・また、エゾシカの逃亡を防ぐため、銃器に消音装置を取り付けて発射音を抑えたいが、銃砲刀剣類所持等取締法により禁止されている。
提 案 内 容	市町村が実施する有害鳥獣駆除に限り、 ①安全の確保を前提に夜間発砲の禁止を緩和する。 ②消音装置付きの銃の所持の禁止を緩和する。
提案によって実現しようとする効果	・夜間の捕獲や消音装置を使用した捕獲により、群れをまとめて捕獲することが可能となり、駆除の効率が向上することから、農林業被害の減少が規定できる。
関 係 法 令	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法

NO.360

提案事項名	2501F　捕獲実績のあるハンターに係る猟銃の所持許可の更新時における技能講習の免除
提　案　者	市町村
提案の背景	・平成２０年の銃砲刀剣類所持等取締法の改正により、猟銃の所持許可を受けている者については技能講習を３年に一度行うこととされた。 ・こうした手続きの煩雑さがハンター減少の一因につながり、将来的に有害鳥獣駆除に従事するハンターの確保が困難になるものと懸念されている。
提 案 内 容	・農林業被害防止のための鳥獣の捕獲に従事し、捕獲実績のあるハンターについては、現に射撃技能を発揮して鳥獣の捕獲を行っていることから、例えば、捕獲実績があることを市町村長が証明することなどにより、猟銃の所持許可の更新時技能講習を免除する。
提案によって実現しようとする効果	・更新時技能講習の免除は、ハンターの時間的・経済的な負担軽減につながり、将来的に有害鳥獣駆除の従事者の確保に資する。
関 係 法 令	銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣被害防止特措法

NO.361

提案事項名	2502F　森林管理局職員等によるエゾシカ駆除
提　案　者	市町村
提案の背景	・エゾシカの個体数の増加による農林業被害、交通事故、生態系の破壊などが深刻化している一方、ハンターの減少や高齢化が進んでおり、将来における駆除の確実な実施が懸念される。
提 案 内 容	・森林管理署及び森林管理局職員が狩猟免許を取得し、国有林のエリアにおいて、職務としてエゾシカの駆除を行う。
提案によって実現しようとする効果	・国の職員が職務としてエゾシカの捕獲を実施することにより、個体数の調整が図られるとともに、農林業被害の軽減が期待できる。
関 係 法 令	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

NO.362

提案事項名	2503F　バイオエタノール原料の買い取りに係る支援措置
提　案　者	市町村
提案の背景	・十勝のバイオエタノール製造工場においては、原料として余剰作物を利用しており、てん菜については、製糖業者が全量を買い取り、糖液に精製された量のうち道内の基準量64万トン（糖液換算）を超える量（交付金対象外）を、また、小麦については規格外のものを、バイオエタノール原料にしている。 ・てん菜については、道内基準量64万トン（糖液換算）を超える量、すなわちバイオエタノール原料となるものは、生産コストを下回る価格で買い取られていることから、輪作体系の中で重要作物であるにもかかわらず、農家の生産意欲が上がらない状況にある。
提 案 内 容	・地球に負荷を与えないエネルギー推進の観点から、バイオエタノールの製造を安定的に持続させるため、原料となるてん菜、小麦などの買取価格に格差をつけず、農業者の生産意欲を損なわない支援措置を講ずる。
提案によって実現しようとする効果	
関 係 法 令	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律

NO.363

提案事項名	1501F　全国一律の基準見直しによる学校のエコ改修
提　案　者	関係団体
提案の背景	・寒冷地である北海道の学校施設において、採光のための窓その他の開口部の面積基準を全国よりも小さくすることで、冬期の暖房費削減（CO2削減）につながり、地球温暖化防止に貢献できる。
提 案 内 容	・北海道版の建築基準法を整備し、地球温暖化防止に貢献する地域とする。 ・建築基準法の権限移譲又は学校施設の整備に関する指針の権限移譲により、全国一律の現行基準を見直し、全ての学校をエコ改修する。
提案によって実現しようとする効果	・地球温暖化防止への貢献
関 係 法 令	建築基準法、学校施設の整備に関する指針

NO.364

提案事項名	3501B　農地の権利移動に係る土地規模の制限の緩和
提　案　者	一般
提案の背景	・農地又は採草牧草地について所有権等の権利を移動する場合は、農業委員会の許可を受けなければならないが、北海道については、取得後の農地又は採草牧草地の面積が２ヘクタール以上でなければ許可されないこととされていることから、就農、営農に当たってのネックになっている。
提 案 内 容	・農地の権利移動に係る土地規模の制限（北海道については、２ヘクタール以上）を緩和する。
提案によって実現しようとする効果	・より小規模な農地の権利移転が認められることにより、就農、営農がしやすくなる。
関 係 法 令	農地法、農地法施行規則

NO.365

提案事項名	3502B　無農薬による就農を促進する制度の創設
提　案　者	一般
提案の背景	・現在の農業を取り巻く環境は厳しく、離農や農家の高齢化等が進み、後継者不足が深刻な問題となっている。 ・一方、農業講習会や就農イベントなどは盛況であり、就農したくてもできない人が多く存在するものと思われる。 ・無農薬による農業に対する関心が一般的に高まってきている。
提 案 内 容	・無農薬による就農を促進する制度（研修や資金制度）を早急に設ける。
提案によって実現しようとする効果	・就農（希望）者が増加し、農業が活性化する。 ・無農薬の安全かつ良質な農作物を求める消費者の需要に応えられる。
関 係 法 令	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法ほか

NO.366

提案事項名	2504B　農業高等専門学校の設置認可権限の移譲
提　案　者	市町村
提案の背景	・農業に係る高等専門学校は全国的に設置されていない。 ・道内で農業に関する学科を設置している高校は、道立１７校、市町村立８校の計２５校である。 ・学校教育法の規定により、高等専門学校の設置廃止等の認可権限は文部科学大臣にある。
提 案 内 容	・高等専門学校の設置廃止等の認可権限を文部科学大臣から北海道知事に移譲し、道内に農業の高等専門学校を設置する。
提案によって実現しようとする効果	・道自らの施策として農業高等専門学校の設置が可能となる。 ・道内において有能な農業者を生み、ひいては本道農業の活性化につながる。
関 係 法 令	学校教育法

NO.367

提案事項名	3503B　口蹄疫対策としてのトランスファーファクター(免疫情報伝達物質)の活用
提　案　者	一般
提案の背景	・口蹄疫とは、牛、豚などの偶蹄類家畜に感染するウイルス病で、伝染力が強いことから、国際的には、治療することなく摘発・淘汰することが防疫の基本とされている。 ・摘発・淘汰のみではまん延防止が不可能な場合に限りワクチンを使用するが、トランスファーファクターは、あらゆる高等動物の体内に存在する免疫情報を伝達するペプチド分子のひとつであり、口蹄疫ウイルスに対する免疫誘導効果が期待される。 ・抗ウイルス資材は、独立行政法人動物衛生研究所での感染実験で効果が認められたものでなければならないが、トランスファーファクターの効果の有無は報告されておらず、同法人での検証及び科学的な議論が必要な状況である。
提 案 内 容	・口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の改正により、口蹄疫の予防対策としてトランスファーファクターを活用し、偶蹄類家畜の免疫力を高める。
提案によって実現しようとする効果	・トランスファーファクターが、牛や豚などの偶蹄類家畜の口蹄疫ウイルス排泄の低減に効果があると証明されれば、まん延防止が期待される。
関 係 法 令	家畜伝染病予防法、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針、薬事法

NO.368

提案事項名	1502B　水産業における広域的資源増大対策
提　案　者	関係団体
提案の背景	・北海道における漁業の生産量は日本全体の４分の１を占め、国内水産物の安定供給に対して大きな責務を負っていることから、水産資源を持続的に利用していくことが重要。 ・漁業者は、資源の維持や漁場の生産力向上のために、稚魚の放流などの自主的な取組を行っているが、日本海系群のすけとうだらや、資源の枯渇が不安視されているほっけなどの回遊性魚類については、生産量が低水準にある。
提 案 内 容	・回遊性魚類（すけとうだら・ほっけ等）の維持、回復のため、北海道の周辺海域の特性に応じた効率的、効果的な諸対策が必要。 併せて、漁業者の取組に対する道支援の充実を図る。 ・北海道単独で海域を設定し、資源造成型栽培漁業の強化や集中的な種苗生産等を、北海道としてダイナミックに取り進める。 ・マツカワなど東北地方の太平洋側と共通する魚種の栽培漁業の取組を道が担うことで、東北地方の漁業復興に繋がる。
提案によって実現しようとする効果	・道内漁業の振興、発展 ・東北地方の漁業復興
関 係 法 令	なし

NO.369

提案事項名	1503B　有害生物（海獣等）対策
提　案　者	関係団体
提案の背景	・海獣による漁業被害の状況 アザラシ：22年度の被害額は、ゼニガタアザラシで3,400万円、ゴマフアザラシで2億5,600万円。 オットセイ：後志から渡島にかけての海域で漁業被害が増加、22年度の被害額は約3億9,000万円。 トド：日本海側での漁業被害は、平成４年度以降、毎年10億円超。 ・アザラシ、ラッコ、オットセイ、トド、アシカなどは、国際自然保護連合や環境省、水産庁から、絶滅危惧種又は希少種などに指定されており、捕獲等に様々な規制がある。 ・毎年トド、アザラシ、オットセイ等の海獣によって、漁網の破損、漁獲物の食害など膨大な漁業被害があり、漁村の存続が危ぶまれる深刻な事態となっている。
提 案 内 容	・海獣の一部は絶滅危惧種として保護対象となっているが、北海道特有の課題として、エゾシカと同様に大規模な駆除を実施するなど抜本的な対策を講じる。
提案によって実現しようとする効果	・漁業被害が減少することで、漁獲量の確保や漁業経営の安定化につながる。
関 係 法 令	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、漁業法ほか

NO.370

提案事項名	1504B　指定漁業の一元管理
提　案　者	関係団体
提案の背景	・本道周辺海域では、指定漁業、知事許可漁業及び共同漁業権漁業について、国や道が別々に管理しており、現場での資源管理、漁業調整が輻輳した状況となっている。 ・現行制度では､指定漁業について農林水産大臣に書類を提出する場合、住所地等の都道府県を経由しなければならないこととされている。
提 案 内 容	・指定漁業を知事許可漁業に移行させ、沖合・沿岸漁業の許可を一元化するなど、北海道が統一的な資源管理と漁業調整を行う。
提案によって実現しようとする効果	許可手続きについて経由機関が減少することにより、処理期間が短縮される。
関 係 法 令	漁業法、北海道海面漁業調整規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令

NO.371

提案事項名	1505D　ホテルや飲食店の調理師の格付け
提　案　者	関係団体
提案の背景	・宿泊施設や飲食店の格付けについては、出版物やインターネット情報などにより民間ベースでの取組が進んでいる。 ・現在、道内の調理師免許保持者は約169,000人。なお、上位技能の認証制度として、「専門調理師」や「調理技能士」があり、道内では1,500人程度が資格を有している。 ・現行では、調理師の格付けに関する法令はないが、調理技術を審査する調理師法に基づく認定制度がある。
提 案 内 容	・ホテルや飲食店の調理師の格付けをすることにより、観光客に有効な情報を積極的に与えることで、インターネット時代に即したフリーの個人客の増加につながる。
提案によって実現しようとする効果	・北海道公認で制度を導入することにより、観光客や消費者が利用施設等を選択する際､信用性の高い情報として活用が期待できるとともに、良質なサービスの提供にもつながる。 ・調理、栄養及び衛生に関して必要な知識や技術を修得した調理師が増加することが期待される。
関 係 法 令	調理師法

NO.372

提案事項名	1506D　農業体験旅行のモデル地域の確立
提　案　者	関係団体
提案の背景	・道内での農業体験旅行について需要が見込まれる。
提 案 内 容	・農業の優遇措置の設定を行い、道内外にＰＲできる農業体験旅行のモデル地域を確立する。
提案によって実現しようとする効果	・グリーンツーリズムの振興による観光客誘致の促進と農村活性化が期待できる。
関 係 法 令	なし

NO.373

提案事項名	1507D　カジノの自由化
提　案　者	関係団体
提案の背景	・北海道が国際観光地域として確立するためには、観光客に昼夜を問わず満足させられる仕掛けづくりや、長期滞在型の観光地として整備していくことが必要不可欠である。
提案内容	・長期滞在型エンターテイメントのカジノを創設し、国際観光地域としての北海道を創造する。 （違法性を阻却する特別法の制定が前提）
提案によって実現しようとする効果	・観光振興、経済波及効果、雇用創出効果等による地域の活性化 ・新たなエンターテイメント産業の創出 ・自治体施行による新たな収益の確保
関係法令	刑法第１８５条、第１８６条

NO.374

提案事項名	1508D　カジノの設置
提　案　者	関係団体
提案の背景	・北海道が国際観光地域として確立するためには、観光客に昼夜を問わず満足させられる仕掛けづくりや、長期滞在型の観光地として整備していくことが必要不可欠である。
提案内容	・道内にカジノを整備し、旅行客の誘致を図る。 （違法性を阻却する特別法の制定が前提）
提案によって実現しようとする効果	・観光振興、経済波及効果、雇用創出効果等による地域の活性化 ・新たなエンターテイメント産業の創出 ・自治体施行による新たな収益金の確保
関係法令	刑法第１８５条、第１８６条

NO.375

提案事項名	4502D　第３種旅行業者の登録要件等の緩和
提　案　者	庁内
提案の背景	・旅行業法では、旅行者（消費者）の保護のため、新規に旅行業の登録をした際、法務局に営業保証金を供託することを規定している。 ・第３種旅行業者は、国内の募集型企画旅行を実施できるが、第１種旅行業者及び第２種旅行業者の実施する募集型企画旅行と比較して、業務の範囲にいくつかの制限が課せられている。
提 案 内 容	・第３種旅行業者の登録に当たっては、営業保証金として３００万円が必要だが、ＮＰＯや小規模な観光協会などにとっては大きなハードルとなっていることから当該要件を緩和する。 ・第３種旅行業者は、募集型企画旅行を実施できる区域が限定されており、広域観光ルート等を活用した旅行を企画できないので、当該要件を緩和する。
提案によって実現しようとする効果	・地域独自のきめ細かな旅行商品の企画・販売が容易となる。
関 係 法 令	旅行業法、旅行業法施行規則

NO.376

提案事項名	3504D　広域観光圏の指定権限の移譲
提　案　者	一般
提案の背景	・観光事業者等は、観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画（観光圏整備による観光客の来訪、滞在促進を適切かつ確実に図るための事業実施計画）を作成し、国土交通大臣の認定を受けると、各種法律の特例適用（旅行業法、道路運送法等）や税制上の優遇措置など、国の総合的な支援が受けられる。 ・北海道には多様な観光の魅力があり､これを広域観光圏として整備し､観光圏相互のネットワーク化を図ることにより、滞在期間を長くすることが必要。
提 案 内 容	・観光の振興は、地域の事情をよく理解している道が総合的に行うことが重要であり、現在、国（国土交通省）が指定している広域観光圏の指定権限と指定に伴う財政措置について､道に移譲することを求める。
提案によって実現しようとする効果	・広域観光圏認定の申請者である観光事業者等の手続きの負担の軽減が期待できる。 ・道が一元的かつ主体的に、北海道観光の振興を推し進めることができる。
関 係 法 令	観光圏整備法、旅行業法、道路運送法、海上運送法など

NO.377

提案事項名	2505D　まちづくり会社による不動産証券化の設定条件の緩和
提　案　者	市町村
提案の背景	・不動産の証券化による事業資金の確保については、５０人以上の投資家や信託受益権を設定することが必要である。 ・しかし、地方では１０億円以下の投資物件が主であり、投資家を５０人以上集めるような開発はほとんどない。 ・また、不動産の証券化に伴うパススルー課税が適用される特定目的会社もほとんど存在していない状況である。 ※パススルー課税とは 　株式の投資においては、法人が法人税を支払った上で個人（投資家）に配当され、個人の配当には所得税が課されるという二重課税が原則であるが、特定目的会社が支払う配当金を損金算入することにより、直接的に個人に配当され、所得税の支払のみで足りるとする課税方法をいう。
提 案 内 容	・中心市街地活性化協議会の法定構成員である「まちづくり会社」については、不動産証券化の条件である投資家の人数や信託受益権の設定条件を緩和する。
提案によって実現しようとする効果	・地方で再開発を実施する事業者の資金調達の多様化とパススルー課税の適用による事業収支の良化によって、地方の再開発が促進され、ひいては中心市街地活性化につながる。
関 係 法 令	資産の流動化に関する法律、租税特別措置法

NO.378

提案事項名	2506D　特定目的会社に対するパススルー課税の適用
提　案　者	市町村
提案の背景	・地方都市における不動産開発は､事業資金を集めることが困難なため､中心市街地活性化のために必要とされる事業であっても推進できないことが多い。
提 案 内 容	・中心市街地活性化協議会の法定構成員である「まちづくり会社」が設立する中心市街地活性化基本計画の不動産開発を推進するための特定目的会社にパススルー課税を認める。 ・併せて、取得する資産の減価償却期間を短縮し、事業開始後２０年程度はキャッシュフローを良化し、事業のローン支払いを支援する。
提案によって実現しようとする効果	・行政だけに頼りがちな地方の不動産開発が、投資家、金融機関、税理士などのチェックを前提とした民間企業主体の開発事業へとシフトし、必要な再開発が促進されることで中心市街地活性化につながる。
関 係 法 令	資産の流動化に関する法律、租税特別措置法

NO.379

提案事項名	2507D　道路の使用許可に係る手続きの簡素化
提　案　者	市町村
提案の背景	・道路の使用許可を受けるには、交通誘導員の配置、標識の設置、安全計画など、多くの手続きや準備が必要である。 ・これがネックとなり、中心市街地活性化に関する商業活動が実施しにくい状況にある。
提 案 内 容	・区域や路線を限定して、道路の使用許可の手続きを簡素化する。
提案によって実現しようとする効果	・地域活動やイベントの開催に当たって道路を使用しやすくなり、地域の活性化やコミュニティの再生が図られることで、中心市街地活性化につながる。
関 係 法 令	道路交通法、道路交通法施行規則

NO.380

提案事項名	3505D　農商工などの系統団体の統合
提　案　者	一般
提案の背景	・道内では、農商工連携など、基幹産業である第一次産業を軸に関連産業の連携を図り､食クラスターをはじめ地域産業の振興を図っている。 ・しかし、商工会議所（商工会)、農協、漁協など、産業別に系統団体が分かれており、特に自治体規模が小さい場合には、新製品の開発や販路開拓などの面で新たな企画立案を行うのが難しい状況にある。
提 案 内 容	・農、商、工などの系統団体については産業別の縦割りを廃止し、地域の総合的な経済団体として統合する。
提案によって実現しようとする効果	・産業を越えての緊密な連絡体制が整備され、有効な情報共有が可能となることで、高品質な製品の開発や販路拡大が進み、効果的、効率的な地域産業の振興が図られる。
関 係 法 令	農商工連携等促進法、農業協同組合法等

NO.381

提案事項名	3506D　産業振興支援策の道への移譲
提　案　者	一般
提案の背景	・地域産業資源活用事業計画は、都道府県が地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想（基本構想）において指定を行った地域産業資源（農林水産物、鉱工業品、観光資源等）を活用して、中小企業等が新商品・新サービスの開発や需要の開拓を図る事業に関する計画であり、この計画の認定権限は国にある。 ・地域産業資源活用事業計画の認定を受けた事業者は、補助金、設備投資減税、中小企業信用保険法の特例、政府系金融機関による低利融資や専門家によるアドバイス等、総合的な支援を受けられる。
提案内容	・農商工連携、地域資源の活用、新連携などの産業支援策については、道の産業振興施策と一体化して実施することが効果的と考えられることから、地域産業資源活用事業計画の認定権限及びこれに伴う人員や補助金の財源については道に移譲すべきである。
提案によって実現しようとする効果	・手続きが簡素かつ迅速になり、事業者の負担が軽減される。 ・道が一元的かつ主体的に北海道の産業振興を推し進めることができる。
関係法令	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律

NO.382

提案事項名	1509D　自動車最高速度の緩和
提　案　者	関係団体
提案の背景	・北海道は、高速道路及び高規格道路の整備が全国に比べて遅れていることから、輸送費がコスト高となり利益が損なわれている。
提案内容	・一般道路の最高速度を原則80km/hに、高速道路の最高速度を140km/hにする。
提案によって実現しようとする効果	移動時間が短縮されることによる効果 ・通勤、通院、通学等の利便性が向上する。 ・生活圏が拡大する。 ・観光客の増が見込まれる。 ・物流の速度が向上する。
関係法令	道路交通法、道路交通法施行令

NO.383

提案事項名	1510D　自動車最高速度の緩和
提　案　者	関係団体
提案の背景	・道内の道路は線形が良く、幅広い構造となっている。 ・高速道路のない地域の高速輸送体制の構築が必要。 ・道内の道路は、堆雪スペース等により幅員が広い。
提 案 内 容	・一般道における自動車の最高速度を少なくとも70km/hとする。 ・既存の道路の平坦部や人口過疎地は80km/h仕様の道路を整備し、高速道路のない地域の高速輸送体制を構築する。 ・道内の道路は、堆雪スペース等により幅員が広いので、夏期限定で最高速度を引き上げる。
提案によって実現しようとする効果	移動時間が短縮されることによる効果 ・通勤、通院、通学等の利便性が向上する。 ・生活圏が拡大する。 ・観光客の増が見込まれる。 ・物流の速度が向上する。
関 係 法 令	道路交通法、道路交通法施行令

NO.384

提案事項名	2508D　自動車最高速度の緩和
提　案　者	市町村
提案の背景	・片側一車線の高速道路は、現在70～80kmの速度制限が設けられている。 ・車両の安全性や道路の整備状況は年々向上している
提 案 内 容	・片側一車線の高速道路について、安全性を確保できる範囲で速度規制を緩和し、物流速度の加速化、コストの低減、エネルギーの消費減を図る。
提案によって実現しようとする効果	移動時間が短縮されることによる効果 ・通勤、通院、通学等の利便性が向上する。 ・生活圏が拡大する。 ・観光客の増が見込まれる。 ・物流の速度が向上する。
関 係 法 令	道路交通法、道路交通法施行令

NO.385

提案事項名	3507D　屋根の暖房システムの導入
提　案　者	一般
提案の背景	・屋根の雪下ろしは、人員や大変な労力が必要であり、また、雪下ろし中の落下事故や落下した雪の下敷きになる事故など、危険を伴う作業である。
提案内容	・水道ホースにより６０度のお湯を屋根に循環させ、雪を溶かす装置を設置する。
提案によって実現しようとする効果	・屋根の雪下ろしが不要になるため、除雪作業が軽減され、また、事故（屋根からの落下事故や落下した雪の下敷きになる事故など）の発生を防ぐことができる。
関係法令	建築基準法

NO.386

提案事項名	4503A　麻酔科医の確保対策
提　案　者	庁内
提案の背景	・麻酔科医は、役割が幅広く、勤務時間も長いなど労働環境が厳しく、また、訴訟に発展するケースもあることなどの理由により、人手が不足している。 ・歯科医は、日常的に局所麻酔や全身麻酔を行っており、麻酔科医と業務が類似している部分がある。 ・歯科医の数は過剰な状態にある。
提案内容	・一定の研修を受講した歯科医については、麻酔科医としての業務を行うことができるようにする。
提案によって実現しようとする効果	麻酔科医の不足解消により、 ・手術前後のケアが充実し、医療水準が向上する。 ・現職の麻酔科医の勤務状況が改善される。
関係法令	医師法、歯科医師法

NO.387

提案事項名	4504A　看護師による抗インフルエンザウイルス薬の配布の弾力化
提　案　者	庁内
提案の背景	・新型インフルエンザのような強力な感染症が発生した場合、患者が医療機関に殺到することで長時間待ちの状態となり、症状の悪化を招く事態が発生している。 ・英国では、インターネットの問診票により手続きを行えば、公民館や体育館などで看護師が問診票と症状を確認の上、抗インフルエンザ薬を配布できることとされており､医療機関の大混雑は回避されている。
提 案 内 容	・看護師が問診票と患者の症状を確認した上で、抗インフルエンザウイルス薬を配布できるようにする。
提案によって実現しようとする効果	・迅速な診療が可能となり、患者の感染リスクや診療機関における混雑が軽減される。 ・医師の負担が軽減される。 ・医師不足を補うことができる。
関 係 法 令	医師法、保健師看護師助産師法

NO.388

提案事項名	4505A　看護師による各種ワクチン接種の弾力化
提　案　者	庁内
提案の背景	・インフルエンザの蔓延時期は、患者が医療機関に殺到することから、ワクチン接種のために医療機関を受診することで、感染リスクを負うことになる。 ・米国では、大型スーパー等の一角にワクチンステーションを設け、看護師の判断でワクチン接種が可能である。
提 案 内 容	・看護師が、医師の診察なしに、問診票を確認した上で、各種のワクチンを接種できるようにする。
提案によって実現しようとする効果	・迅速な診療が可能となり、患者の感染リスクや診療機関における混雑が軽減される。 ・医師の負担が軽減される。 ・医師不足を補うことができる。
関 係 法 令	医師法、保健師看護師助産師法

NO.389

提案事項名	4506A　メディカルクラーク（医療事務作業補助者）の配置
提　案　者	庁内
提案の背景	・平成２０年の診療報酬改定で、メディカルクラークを配置した病院に診療報酬を加算する仕組みが設けられたが、メディカルクラークの業務が不明確であり、また、診療報酬も十分ではないことから、メディカルクラークの配置が進んでいない状況にある。
提案内容	・メディカルクラークの業務内容を明確にするとともに、診療報酬を見直すことによりメディカルクラークの配置を促進する。
提案によって実現しようとする効果	・医師や看護師の負担が軽減される。 ・医師が診療に専念できることで、上質な医療を提供できる。
関係法令	医師法、保健師助産師看護師法 医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について（平成19年12月28日医政発第1228001号厚生労働省医政局長通知）

NO.390

提案事項名	3508A　救急搬送体制の整備
提　案　者	一般
提案の背景	・北海道は広域分散型の地域構造にあり、中核（中心）都市間の移動時間や距離が長いことから、救急（分娩を含む）患者への適切な対応を行うためには、陸上の搬送に加え、ドクターヘリやドクタージェットなど空を含めた救急搬送体制を整備することが必要である。
提案内容	・高次医療を担う第３次医療圏の地方センター病院を核とした救急搬送体制について、陸及び空の組み合わせの中で、知事が地域事情を踏まえ整備できるよう、関係する権限の移譲や基準等の制定ができるようにする。
提案によって実現しようとする効果	・救命率の向上と後遺症の軽減 ・へき地における救急医療体制の強化 ・災害時の医療体制の充実
関係法令	航空法、航空法施行規則

NO.391

提案事項名	3509J　民生委員及び児童委員の委嘱権限の移譲
提　案　者	一般
提案の背景	・民生委員及び児童委員（以下、「民生委員」という。）の活動内容は、高齢者や障がいのある方の見守りや支援、育児や虐待などに関する相談や支援など、複雑・多様化しており、その役割がますます重要になる一方、委員のなり手が不足している状況にある。 ※民生委員は児童委員を兼ねることとされている。 （児童福祉法第１６条第２項）
提 案 内 容	・厚生労働大臣が行っている民生委員の委嘱を、地域密着の活動のために市町村長の権限とし、高齢者、介護、子どものいじめ問題等に関する民生委員の活動に対し、市町村がアドバイスできる制度とする。 ・民生委員に給与等を市町村が負担する。
提案によって実現しようとする効果	・民生委員に給与等が支給されることになれば、人材を確保しやすくなる。 ・民生委員の活動がより地域に密着した迅速かつ効果的な対応が期待できる。
関 係 法 令	民生委員法、児童福祉法

NO.392

提案事項名	1511G　保育所床面積の基準に係る条例の制定
提　案　者	関係団体
提案の背景	・平成２３年４月に「地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律に関する法律」（第１次一括法）が制定されたことに伴い、児童福祉法第４５条が改正され、これまで厚生労働大臣が定めていた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について、厚生労働省令で定める基準に従い、あるいは参酌することとした上で、都道府県、政令指定都市、中核市が条例で定めることとされた。
提 案 内 容	・北海道において、保育所に係る居室の床面積の基準について、国が定めた基準以上の広さを確保することを内容とする条例を設ける。
提案によって実現しようとする効果	・子ども一人当たりの面積が広くなることでゆとりが生まれる。
関 係 法 令	地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第１次一括法）、児童福祉法

NO.393

提案事項名	1512I　小中学校における中国語授業の導入
提　案　者	関係団体
提案の背景	・外国語の学習について、小学校学習指導要領では「外国語活動においては、英語を取り扱うことを原則とすること」、中学校学習指導要領では「外国語科においては、英語を履修させることを原則とする」と示されている。 ・道内の公立小・中学校において、英語以外の外国語を実施している例はない。
提 案 内 容	・これからの北海道の経済や観光を考えたとき、小中学校に中国語授業を導入し、語学スキルを身に付けさせることが必要であることから、学習指導要領の権限移譲を行う。
提案によって実現しようとする効果	・小中学生が中国語を学習することにより、中国（中国人）への理解や友好、交流を深めるきっかけとなり、将来的に道内の観光ホスピタリティの向上や中国とのビジネスチャンスにつながることが期待できる。
関 係 法 令	学校教育法、学校教育法施行規則

NO.394

提案事項名	1513I　小中学校における授業時間の増加
提　案　者	関係団体
提案の背景	・平成１９年度～２２年度の全国学力・学習状況調査の調査結果によると、本道の子どもたちの学力は全国平均を大きく下回っている。 ・各教科等の授業時数については、学校教育法施行規則において各教科等の年間授業時数の標準を定め、学習指導要領において年間の授業週数などを定めている。
提 案 内 容	・学校教育法施行規則の運用、解釈の拡大を行うことで、小中学校の授業時間を増加する。
提案によって実現しようとする効果	・各学校では指導計画を柔軟に作成、実施できるとともに、標準授業時数を超えた時数で指導することが可能となることにより、本道の小中学生の学力向上が期待できる。
関 係 法 令	学校教育法、学校教育法施行規則、学習指導要領

NO.395

提案事項名	3510I　小中一貫教育の実施
提　案　者	一般
提案の背景	・現在の学制（６・３制）では、思春期にあたる時期に小学校から中学校に進学することで、環境の変化や英語など新たな科目への対応で、授業についていけなくなるなど、いわゆる「中１ギャップ」の問題が大きな課題となっている。
提 案 内 容	・現行の６・３制を、小中一貫教育を前提に、６・３制の枠組みを超え、発達段階に応じた学習期間を地域が自主的に実施できるようにする。
提案によって実現しようとする効果	・発達の段階に応じた学習期間を設定することができる。 ・中１ギャップなどの問題に対応することができる。
関 係 法 令	学校教育法

NO.396

提案事項名	2509H　自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲
提　案　者	市町村
提案の背景	・自治体内を運行区域とする乗合タクシーや地域内循環バスに係る事業許可及びそれらの運賃、料金については、道路運送法の規定により、国土交通大臣の許可又は国土交通大臣への届出を要する。
提 案 内 容	・自治体内を運行区域とする乗合タクシーや地域内循環バスに係る事業許可及びそれらの運賃、料金に係る許可権限等を都道府県に移譲する。
提案によって実現しようとする効果	・申請者にとって窓口が身近になり、手続きの迅速化が図られることで、申請者の利便性向上が期待できる。
関 係 法 令	道路運送法

NO.397

提案事項名	3511H　高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲
提　案　者	一般
提案の背景	・高さが１３ｍを超える建築物で、主要構造部に木材を用いたものは、耐火性能検証法に定められた資料を添付し、建築確認申請を行う。 ・この方法によらない場合は、建築基準法の規定により、国土交通大臣が指定した性能評価機関が安全上の審査を行った上で、国土交通大臣が認定することとされている。
提 案 内 容	・高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲
提案によって実現しようとする効果	・申請者にとって窓口が身近になり、高層木造建築物の性能評価手続きの迅速化が図られれば、林業や住宅産業の振興につながることが期待できる。
関 係 法 令	建築基準法、建築基準法施行令

NO.398

提案事項名	2510H　地域資源と健康づくりを連携するシステムの構築
提　案　者	市町村
提案の背景	・北海道は、豊かな自然や温泉、新鮮な農産物や海産物など優れた地域資源に恵まれている。 ・国の新成長戦略（平成２２年６月閣議決定）では、「アジアの富裕層などを対象とした検診・治療などの医療及び関連サービスを観光とも連携して促進する」とした、いわゆる「医療ツーリズム」を盛り込んでいる。
提 案 内 容	・食や観光とセットにした検診、治療など、地域資源を健康づくりに結びつけるシステムを構築する。
提案によって実現しようとする効果	・医療ツーリズムによる地域の振興、観光の振興が期待できる。 ・外部からの健診等の各種ニーズへの対応を通じ、地域における健診受入体制の充実や保健サービスの向上が期待できる。
関 係 法 令	健康増進法等

NO.399

提案事項名	1514H　税制優遇による人口の増加と観光の活性化
提　案　者	関係団体
提案の背景	・人口増加が地域を活性化させる。 ・北海道において税制上の優遇措置を設けることは、生活環境上の大きな魅力となり、人口の増加が期待できる。
提案内容	・所得控除制度の課税所得の一部控除 ・法人事業所税の課税免除（一定期間） ・固定資産税の課税免除（一定期間） ・道内に免税店を創設
提案によって実現しようとする効果	・税制上の優遇措置を設けることにより、優遇された分を設備投資や経営改善の費用に充てられ、ひいては観光産業の振興が図られる。 ・免税店を作ることにより、ブランド品の購入を目的とした観光客の誘致につながる。
関係法令	租税特別措置法等

NO.400

提案事項名	4507H　コミュニティ放送の放送区域の拡大
提　案　者	庁内
提案の背景	・コミュニティ放送の放送区域は、放送法施行規則により、「一の市町村の一部の区域」とされているが、広域分散型で人口密度が低い北海道において、人口密集地域を前提とした全国一律のルールを適用するのは無理がある。
提案内容	・北海道の特例として、コミュニティ放送の放送区域を振興局管内まで拡大する。
提案によって実現しようとする効果	・地域のきめ細かな情報の発信源として、情報伝達や情報共有が強化されることにより、災害や事故発生時の安全対策が向上するとともに、地域の連携や交流が促進され、振興局というエリアにおける一体性が深まる。
関係法令	電波法、放送法施行規則等

NO.401

提案事項名	1514H　北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲
提　案　者	関係団体
提案の背景	・都道府県の議会議員の選挙区は公職選挙法に規定されており、北海道議会議員の選挙区は、支庁所管区域と市の区域とされている。 ・今後の広域行政の進展や人口減少を考えたとき、選挙区の見直しが必要となるケースも考えられる。
提案内容	・北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限を北海道へ移譲する。
提案によって実現しようとする効果	・地域の実情にあったエリアで選挙区を設定できることになり、道民の声を適切に反映することができる。
関係法令	公職選挙法

NO.402

提案事項名	4508H　地方公共団体の債権回収の一元化
提　案　者	庁内
提案の背景	・住民が地方公共団体に対して負担する債務(地方税、公営住宅使用料、水道料等)は、根拠法令や担当部署が分離していることから、住民にとっては煩雑であり、地方公共団体ではコスト増となっている。 ・未収債権の増加は、地方公共団体の財政を圧迫するとともに、住民間では不公平感が高まっている。
提案内容	・各種の債権回収に係る法令の整備 ・債権回収を一元化したセクションの設置
提案によって実現しようとする効果	・債務者にとっては､一つの窓口で納付や相談を行うことが可能になる。 ・未収債権の圧縮が期待できる。 ・債権回収業務に係る専門的な知識やノウハウを集約することができるため、効果的、効率的に業務を推進できる。
関係法令	地方税法等

NO.403

提案事項名	2511H　広域連合への課税権の付与
提　案　者	市町村
提案の背景	・広域連合は特別地方公共団体であるため課税権はなく、地方交付税も直接交付されないことから､財源は構成団体からの負担金が主となる。 ・このことから、事実上広域連合が自由に意志決定をできない仕組みとなっている。
提 案 内 容	・広域連合に課税権を付与する。 （地方自治法、地方税法の改正）
提案によって実現しようとする効果	・広域連合が自主財源を確保することにより、より主体的に多様な自治を展開することができる。
関 係 法 令	地方自治法、地方税法

NO.404

提案事項名	4509H　コンビニエンスストアにおける各種届出等の取次
提　案　者	庁内
提案の背景	・北海道は、札幌一局集中と地方の過疎化が年々進んでいる。 ・地方では、居住地から各種手続きに係る所管官庁までの距離が遠く、不便を強いられている地域も多い。 ・コンビニエンスストアは、小規模拡散型の店舗展開をしており、地方にも行き渡っている。
提 案 内 容	・法令に基づく役所への各種届出等を、コンビニエンスストアで取次や集積ができるようにする。
提案によって実現しようとする効果	・届出をする場所が増える。 ・届出をする時間が制約されない。 ・それまで郵送により申請書等を送付していた者については、郵送料が軽減される。 ・届出や申請漏れ等が減る可能性がある。
関 係 法 令	地方税法等

資料２－２

道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表

大分類	F　環境保全

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向	
				重複除く					分野別審議へ	１次整理
環境保全 〈自然環境保全〉	4501F 有害鳥獣駆除に係る銃の取扱規制の緩和	エゾシカによる農林業被害を防止・抑制するためには、エゾシカの個体数を減少させることが重要であり、効果的な捕獲を実施するため、市町村が実施する有害鳥獣駆除に限り、 ①安全の確保を前提に夜間発砲の禁止を緩和する。 ②消音装置付きの銃の所持の禁止を緩和する。	1	1	○道では、特定鳥獣保護管理計画を策定し、狩猟期間の延長やメスジカ捕獲数制限の撤廃など、捕獲数の上積みを促進する取り組みを実施してきているが、それらの規制緩和だけでは個体数調整に必要な捕獲目標が達成できない状況にある。 ○個体数調整を目的とした計画的・効率的な捕獲体制・手法の構築に向けた実証試験を実施している。 ○平成２３年には、効率的な捕獲ができるよう、安全性を確保できる条件の下、消音器付き銃を使用した夜間捕獲を可能とするなどの規制緩和について、国に要望している。 ○警察庁からは、消音器装着による有効性についてのデータを求められ、現在、試験に向け作業中であり、警察庁としては、データの結果を検討し、改正の必要の有無を検討することとしている。 【関係法令】 ■鳥獣保護法　第３８条第１項 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。 ■銃砲刀剣類所持等取締法 第４条第１項 次の各号のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。 一　狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃（空気けん銃を除く。）を所持しようとする者（第五号の二に該当する者を除く。） 第５条第３項 都道府県公安委員会は、変装銃砲刀剣類又はその構造若しくは機能が政令で定める基準に適合しない銃砲については、許可をしてはならない。 第１０条の７ 第４条第１項第１号の規定による許可を受けた者は、許可に係る猟銃又は空気銃に取り付けて使用することができる政令で定める消音器、弾倉又は替え銃身を所持してはならない。 ■銃砲刀剣類所持等取締法施行令 第９条第１項 法第５条第３項の政令で定める基準は、機関部又は銃身部に危害を発生するおそれのある著しい欠陥がないこととする。但し、法第４条第１項第３号及び第８号から第10号までの銃砲については、この限りでない。 第９条第２項 法第４条第１項第１号の猟銃又は空気銃に係る法第５条第３項の政令で定める基準は、前項に定めるもののほか、その構造又は機能が次に掲げる要件に適合することとする。 一～四（略） 五 構造の一部として内閣府令で定める消音装置がないこと。	○鳥獣保護法の改正 ○銃砲刀剣類所持等取締法の改正	【メリット】 ○次の効果により、有害鳥獣駆除におけるエゾシカの捕獲数が増大することで、農林業被害額の減少が期待できる。 ・夜行性で日没後に多く餌を求めて集まる傾向があるエゾシカを捕獲することにより、捕獲効率が向上する。 ・消音装置の使用により、銃器の発射音を抑え、逃亡させずに群れをまとめて捕獲することが可能となる。 【デメリット】 ○夜間においては、エゾシカをはっきりと判別することが困難であり、発砲により人間に危害を生ずる可能性がある。 ○消音器付き銃を使用した場合、銃声が聞こえず、近くに人がいた場合に危険を察知できない。	環） エゾシカ対策室 警） 保安課		○
									１次で整理する理由等 ④ 夜間発砲及び消音装置装着の禁止の緩和にあたっては、人的な危害が生じるおそれがあり、消音器装置装着の緩和については、警察庁において、有効性に関するデータの結果を検討し、改正の必要の有無を検討することとしている。 道としては、効率的な捕獲が実施できるよう、安全性を担保した一定の条件下において、消音器付き銃を使用した夜間捕獲が可能となるよう、引き続き規制緩和を国に対して要望していく方針。	

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向 分野別審議へ	対応方向 １次整理
環境保全 〈自然環境保全〉	2501F 捕獲実績のあるハンターに係る猟銃の所持許可の更新時における技能講習の免除	エゾシカの個体数増による農林業被害の防止のための鳥獣の捕獲に従事し、捕獲実績のあるハンターについては、現に射撃技能を発揮して鳥獣の捕獲を行っていることから、更新時の技能講習は特段必要ないと考えられる。従って、例えば捕獲実績があることを市町村長が証明すること等により、猟銃の所持許可の更新時の技能講習を免除する。	1	1	○平成20年の銃砲刀剣類所持等取締法（銃刀法）改正で新設された技能講習制度は、それまで猟銃使用による事故が毎年発生し、脱包確認や矢先の安全確認等猟銃の基本的な操作や射撃技能が低下しているために発生したと考えられる事故が全体の９割を占め、中には人の生命、身体に重大な危害を及ぼす事故も見られたことから、このような事故の防止を図るべく、３年に１度、猟銃の操作及び射撃技能が身に付いているかを確認するために導入されたものである。 ○技能講習制度が施行された平成21年12月から平成23年４月末までの間における技能講習制度の合格率は97.4%であり、殆どの受講者が合格している。 ○提案の趣旨 ・近年、エゾシカの個体数増による農林業被害が深刻化している一方で、有害鳥獣の捕獲に従事するハンターの減少・高齢化が進み、将来における駆除の確実な実施が懸念される状況。 ・このような状況の中、銃刀法改正による、猟銃所持許可の更新における射撃技能講習修了の義務化は、ハンターにとって時間的・経済的に負担を伴うものとなっており、同許可の更新を断念するハンターの増加も予想され、今後は、有害鳥獣駆除に従事するハンターの確保が困難になる事態も危惧される。 ○鳥獣被害防止特措法の一部改正 平成24年3月31日付けで公布された標記法律について、一定の要件を満たす鳥獣被害対策実施隊員については当分の間、それ以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する一定の要件を満たす者については平成26年12月3日までの間、銃刀法の技能講習に係る規定の適用を除外する項目が盛り込まれた。 法の施行は交付の日から起算して6ヶ月を超えない範囲において政令で定める日となっており、詳細は今後になるが、要望については措置される方向と考えられる。 【関係法令】 ■銃砲刀剣類所持等取締法　第５条の５第１項 　都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で現に第４条第１項第１号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているものを受講者として、当該種類の猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を行うものとする。 ■銃砲刀剣類所持等取締法施行令　第２１条 　都道府県公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、法第５条の５第１項 に規定する講習（以下「技能講習」という。）を受けることができる者に対し、あらかじめ技能講習の実施の日時、場所その他技能講習について必要な事項を通知するものとする。	○銃砲刀剣類所持等取締法の改正	【メリット】 ○猟銃の所持許可の更新時の技能講習を免除することによって、ハンターの時間的・経済的な負担が軽減され、将来における有害鳥獣駆除の従事者の確保に資するものと考えられる。 【デメリット】 ○猟銃使用による事故の増加につながり、人の生命・身体に重大な危害を及ぼす事故が発生するおそれがある。	環） エゾシカ対策室 警） 保安課 農） 食品政策課		○
									１次で整理する理由等	
									② 平成２４年３月に行われた鳥獣被害防止特措法の一部改正により実現する見通し。	

<table>
<tr><th rowspan="2">中分類
〈小分類〉</th><th rowspan="2">細分類</th><th rowspan="2">概　　要</th><th colspan="2">提案数</th><th rowspan="2">事実関係等の整理</th><th rowspan="2">実現するために
考えられる手法</th><th rowspan="2">実現した場合に考えられる
メリット・デメリット</th><th rowspan="2">関係
部課</th><th colspan="2">対 応 方 向</th></tr>
<tr><th></th><th>重複
除く</th><th>分野別
審議へ</th><th>１次
整理</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>２　技能講習は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。
<table><tr><th>科目</th><th>事項</th></tr><tr><td>猟銃の操作</td><td>一　猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
二　猟銃の点検
三　実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
四　射撃の姿勢及び動作</td></tr><tr><td>猟銃の射撃</td><td>一　散弾銃による場合にあつては、飛しようする標的に対する射撃
二　散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃</td></tr></table>３　技能講習における講習時間及び射撃回数その他技能講習について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向	
				重複除く					分野別審議へ	１次整理
環境保全 〈自然環境保全〉	2502F 森林管理局職員等によるエゾシカ駆除	国有林において森林管理署、森林管理局職員が狩猟免許を取得し、囲いわな等を使用し、職務としてエゾシカの駆除を行う。	1	1	○森林管理署・森林管理局職員の狩猟免許取得による職務としての国有林内のエゾシカ駆除については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）第３９条の知事の免許を受けることで実施可能である。 ○実際に九州の森林管理署では、職員自ら狩猟許可を受け、国有林内でくくりワナによるシカの捕獲作業を実施している。 ○九州の国有林内でのシカによる被害状況は甚大かつ深刻なことから、喫緊の課題として職員自らが捕獲作業に取り組んでいる。 ○道内におけるエゾシカによる被害は、農業被害の方が大きく、森林への影響については比較的小さいこともあり、今までのところ、九州森林管理局のような取組は実施されてこなかったが、現在は、北海道森林管理局においても、エゾシカ対策を重要な課題としてとらえており、国有林内のエゾシカ駆除の方策について検討中である。 ○道としては、全道エゾシカ対策協議会の構成機関（国有林管理部局を含む。）・団体と連携し、エゾシカ対策を総合的に進めていく。 【関係法令】 ■鳥獣保護法　第３９条第１項 　狩猟をしようとする者は、都道府県知事の免許（以下「狩猟免許」という。）を受けなければならない。	○現行制度により対応可能	【メリット】 ○個人の狩猟者に頼らずに、国の職員が職務としてエゾシカの捕獲を実施することにより個体数調整が図られ、農林業被害が軽減される。 【デメリット】 ○特になし	環） エゾシカ対策室		○
									１次で整理する理由等	
									② 森林管理署・森林管理局職員の狩猟免許取得による職務としての国有林内のエゾシカ駆除については、鳥獣保護法第３９条の知事の免許を受けることで実施可能である。	

＜過去の類似提案＞

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数		理　　由　　等					関係部課	個票番号
				重複除く	国の専掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他			
環境保全 〈自然環境保全〉	１０６ エゾシカ被害の防止	鳥獣保護区等における捕獲禁止を、市町村の管理のもと、一定期間解除する。	1	1		○			・　鳥獣保護区内においても、被害防止や個体数調整の目的である場合は、許可を受けてエゾシカを捕獲することができる。 ・　自然公園法の特別地域内における囲い罠の設置についても対応可能である。	環） 自然環境課	1004F
	１０７ 狩猟者の育成	北海道の特異性などを踏まえ、ライフル銃の所持要件中、継続して散弾銃10年以上所持を短縮する。	1	1		○			・　ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者及び事業に対する被害を防止するため、ライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者に対しては、通常の要件である10年より短期間で、ライフル銃の所持許可をしている。 （参考：環境省に対し、銃砲刀剣所持等取締法を所管する警察庁へのライフル銃所持許可規制の緩和要請を要望している（平成19年１月））	警） 生活環境課 環） 自然環境課	1005F
	２８８ 有害獣の駆除促進	国有林、道有林、私有林の別なく駆除の許可を出す。	1	1		○			・　都道府県は、鳥獣法第９条第１項に基づく有害獣の駆除の許可について、国有林、民有林問わず許可を出すことは可。 ・　駆除作業を行うため土地に立ち入るに当たっては、国有林、民有林問わず、地権者から承諾を得なければならないことから、その管理者との意思疎通を図ることが必要である。	環） 自然環境課	1422F
	２８９ 銃刀法の特例	ハンターの高齢化が進む中で、有害鳥獣駆除に係る人員確保は今後難しくなる。北海道ではエゾシカ、ヒグマの被害が年々増加しているが、それに対処するための措置が必要。 以下の条件を満たした者に対してライフルの所持を可能とする。 ①　本籍を北海道に置き、かつ北海道在住５年以上のもの ②　北海道猟友会入会後５年もしくは日本ライフル射撃協会入会後３年を満たすもの。 北海道在住のもので散弾銃所持後１０年を経過したものは、狩猟でも使用可能とする。ライフル所持後、１０年居以内に北海道以外に住所を移したものはライフルを返納するものとする。	1	1		○			・　ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者及び事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者に対しては、通常の要件である10年より短期間で、ライフル銃の所持を許可している。 ・　平成１９年１２月に発生した長崎県佐世保市における散弾銃を使用した凶悪事件等を受け、政府は平成２１年２月に銃刀法を改正し、銃所持の許可に係る欠格事項の拡充、猟銃・実包の保管規制の強化等による銃砲規制の大幅な強化を行っている。当該法改正に係るパブリックコメント（平成２０年７月実施）において、「大日本猟友会からは１０年を５年に短縮との要望が出ている。ライフル銃を危険視するなら、その許可は個人の資質を問う試験・規制であるべき」との一般からの意見に対して、国（警察庁生活安全局）は「ライフル銃に係る規制については、その危険性にかんがみ現行１０年となっている規制を５年に緩和することは適当ではないと考えている」と回答している。	警） 生活環境課	1421F

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向	
				重複除く					分野別審議へ	１次整理
環境保全〈バイオ燃料〉	2503F バイオエタノール原料の買い取りに係る支援措置	地球に負荷を与えないエネルギーの推進としてバイオエタノールの製造を安定的に持続させるための原料となるてん菜、小麦などの買い取り価格に格差をつけず、農業者の生産意欲を損なわない支援措置を講ずる。	1	1	○バイオエタノール製造工場の原料はバイオエタノール用の原料として生産されているものではなく、てん菜については、製糖業者が全量買い取り糖液に精製された量のうち、道内の基準量６４万トンを超える量（交付金対象外）を、原料（糖液）として利用しているもの（２１年度以降その量を超える交付金外となる糖液は生産されていない状況）。 ○また、小麦は、農産物として出荷された小麦のうち、規格外小麦を原料として入札により取得し、原料として利用しているものであり、生産者段階では、農産物として生産・出荷された価格で取引されており、バイオエタノール用原料として価格に格差が生じているものではない。 ○提案の趣旨 ・てん菜の買取価格を保障している国内産糖交付金制度ではトンあたり15,000円で買い取られるが、国内での砂糖生産量が64万トンを越える部分については4000円/ｔ程度にしかならずバイオエタノール原料のてん菜については交付金の対象外となり、買取価格が生産コストの約9000円/ｔを下回る状況。 ・てん菜は輪作体系の中で重要な作物であるが、栽培に手間がかかるため、交付金対象外では農家の生産意欲を損ない、作付けされないことが懸念されることから、生産コスト9000円/ｔを上回る買取価格になればよいとの考え。 ・以前に、生産量が64万トンを上回りてん菜が安い価格で買い取られ、翌年、生産が減少したこともあり、市町村では、てん菜生産のために独自で財政支援をしているところもある。 ・バイオエタノールの製造を安定的に持続させるためには、てん菜生産者の所得保障的な制度が必要との考えで提案したとのこと。 ※本提案は、H20年度以前の生産状況を踏まえたものであり、21年度以降は64万トン（交付金基準量）に達していなく、更に、年々減少している状況。バイオエタノール製造の清水工場が稼働を開始した21年度以降、てん菜は利用されていない。 このため、バイオエタノール原料としてのてん菜の支援との提案は、現在の状況に適合しないものと考える。	○てん菜の買い取りに係る支援措置	【メリット】 【デメリット】	農） 食品 政策課		○
									１次で整理する理由等	
									④ ○バイオエタノール原料は、食料と競合しない農作物などを使用することが前提であり、国は、バイオエタノール用原料を食料から除外した経過がある。 このため、食料としてのてん菜とバイオ原料となるてん菜は、区別すべきであり、砂糖の価格調整制度の拡充等を提案実現の手法とすることは困難である。 ○近年、道内のてん菜の作付面積は作付農家の減少により、年々減少していることから、交付金対象となる 64 万トンの基準量を大きく下回ってる状況にある。 てん菜は輪作作物として重要な作物であり、食料自給率の向上にも寄与することが期待されていることから、関係者が連携し作付面積の拡大に努めている中、非食用のバイオ原料のてん菜の生産を支援する制度の措置を求めることは困難である。	

＜過去の類似提案＞

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
環境保全 〈バイオ燃料〉	１０８ バイオ燃料の普及促進	バイオ燃料普及促進のための制度の創設及び揮発油税の減免措置を行う。	1	1	・　揮発油税法により、揮発油には揮発油税が課税（§1）。揮発油に炭化水素油以外の物を混和して揮発油以外の物(揮発油に類する物に限る）としたときは、製造と見なし、その物を揮発油とみなす（§6）。 ・　既存燃料との価格差解消などを通じたバイオ燃料の導入推進には、原料の安定供給の支援や~~、製造プラントの整備及び~~製造事業者の経営安定に資する支援、更にガソリン税等の減免などによる製造・流通コストの低減など、多段階に亘る措置が必要であり、道としてはこれらを国に対し要望している。 ~~・　また、庁内に全庁横断型の「輸送用ＥＥ燃料普及拡大プロジェクトチーム」を設置し、地域の取組に対する支援策など、幅広い観点から検討を進めている。~~ **・　また、本道におけるバイオエタノールの原料生産からバイオ燃料の販売までの一貫した道産バイオエタノールの地産地消を進めるため「バイオ燃料普及戦略会議」を設置し、製造事業者、業界団体、行政機関等と検討を進めている。** ・　なお、普及促進のためには、~~揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく混合上限規定の見直し、~~ガソリン税の減免等の法改正も必要となるが、これらについては、安全性の確保や課税方法等の課題がある。	・　揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設 ~~・　国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進）~~ **・　国への予算要望（国内におけるバイオエタノール直接混合燃料の本格普及に向けた体制整備と本道におけるバイオエタノールの地産地消に向けた支援措置の拡充、バイオエタノール生産拠点確立に向けた取組への支援の継続）** ~~・　制度改正等を国に要望（税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進）~~ **・　総合特区制度を活用した規制等の特例措置の提案**	【メリット】 ・　バイオ燃料の~~使用~~**利用**促進**による地球温暖化防止** ~~・　地球温暖化防止~~ ・　製造拠点整備等による関連産業振興 ・　新たな産業創出	一旦終了	環） ~~環境政策課~~ **地球温暖化対策室**	1018F
	１０９ バイオ軽油の非課税化	環境に配慮した取り組みを活性化させるため、てんぷら油などから製造した軽油は税を免除する。	1	1	・　地方税法により、軽油に軽油以外のものを混和した場合は軽油とみなされ（§700-2②)、軽油引取税の課税対象となる。 ・　廃食用油等を原料とするバイオディーゼル燃料などの輸送用バイオ燃料については、既存燃料に比べて製造コストが高いことから、価格差を解消し、利用を促進するため、優遇税制の創設**を**~~が~~国に**要望して**~~おいて検討されて~~いる。 **・　北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区提案において、バイオディーゼル燃料混合軽油に係る軽油引取税の減免措置に係る提案について調整中。**	・　地方税法の改正（課税対象からの除外又は法の解釈・運用の特例措置） **・　総合特区制度を活用した規制等の特例措置の提案**	【メリット】 ・　化石燃料との価格差解消によるバイオディーゼル燃料の需要の増加 ・　化石燃料の消費量の抑制（地球温暖化の防止に寄与） ・　廃食用油のバイオディーゼル燃料の原料としての利用料の増加（リサイクル率の向上） ・　バイオディーゼル製造事業者等の増加によるリサイクル関連産業の振興 ・　バイオディーゼル燃料を使用する者の税負担が軽減されることから、普及につながる。 【デメリット】 ・　道税収入の減少（最大推計△３億５千万円／年） ~~・　道路整備に充てられる目的税としての軽油引取税の性格がゆがめられる。~~ ・　道のみで減免導入した場合、道内で給油後、道外で給油した場合などの課税の取り扱いが複雑になる。	一旦終了	環） 循環型社会推進課 総） 税務課	1083F

＜過去の類似提案＞

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
環境保全 〈バイオ燃料〉	１１０ 遊休農地を活用した燃料生産	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。	4	0	①　遊休農地の活用（農地指定解除） ・　農林業センサスでは、「耕作放棄地」とは過去１年以上作付けせずこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地で、基本的には「農地」。 ・　農地法により、「農地」とは「耕作の目的に供される土地」（§2①）。 ・　バイオ燃料作物であっても農作物の栽培が行われる場合は、「農地」として利用されていると判断。	①　遊休農地の活用（農地指定解除） ・　農地法（§2①）の特例措置の創設	①　遊休農地の活用（農地指定解除） 【メリット】 ・　耕作放棄地でのバイオ燃料作物の栽培に限り農地法の規制から除外すると、農業者以外の誰でも自由にバイオ燃料作物の栽培を行うことができる。 【デメリット】 ・　将来栽培を中止した場合に、当該農地の他用途への転用が懸念される。 ・　バイオ燃料作物は土地収奪性が高いものが多く、管理が不適切だと栽培地が裸地になる可能性が高い。	一旦終了	農） 農地調整課、農業経営課、食品政策課 環） ~~環境政策課~~ **地球温暖化対策室**	1017B 3037B 3066B 3078B
					②　バイオ燃料特区の指定 ・　農業経営基盤強化促進法により、耕作放棄地が相当程度存在する地域において、地域活性化と農地の有効利用の観点から、市町村等との間で協定を結んだ上で一般企業のリース方式による農地の権利取得が可能（§27-13の特定法人貸付事業（平成17年９月～））。 ・　国では、食糧生産に影響を及ぼさない原料を確保するため、稲わら等のセルロースを活用したバイオエタノール製造技術の研究開発を進めている。 ~~・　道では、バイオエタノールの国内の製造、供給拠点の形成を目指した調査研究を行う予定。~~ **・　道では道内の運輸部門におけるＣＯ２削減対策として効果の高いＥ１０の普及拡大に向けたモニター事業を実施予定。** ~~・　本道への先端的研究開発・実証機能の整備推進など「輸送用バイオ燃料の普及拡大のための総合的取組の推進」を国に要望。~~ **・　バイオエタノールの地産地消を進めるため、国内でのＥ３、Ｅ１０の普及に向けた国の方針の明確化と関係省庁、業界が一体となった体制や制度的枠組みづくりの推進、及び国内バイオエタノール製造の安定化、拡大に向けた支援措置の拡充を国に要望。** ・　バイオ燃料生産を行う企業を対象とした地方税の課税免除等、及び地方交付税による減収補てん制度はない。	②　バイオ燃料特区の指定 ・　農業経営基盤強化促進法（§27-13）特例措置（所有権の取得） ・　揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設 ・　新たな法律を創設し、税の課税免除等を行ったものについて、交付税による減収補てん措置が受けられる旨明記する。 ~~・　国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進）~~ **・　国への予算要望（国内におけるバイオエタノール直接混合燃料の本格普及に向けた体制整備と本道におけるバイオエタノールの地産地消に向けた支援措置の拡充、バイオエタノール生産拠点確立に向けた取組への支援の継続）** ~~・　国への制度改正要望（税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進）~~ **・　総合特区制度を活用した規制等の特例措置の提案**	②　バイオ燃料特区の指定 【メリット】 ・　農地の所有権取得を希望する企業の参入が促進される。 ~~・　バイオ燃料の生産・使用促進~~ **・　バイオ燃料の地産地消による地域分散型のエネルギー供給システムの構築** ・　石油依存度の低減及びエネルギー源の多様化 ・　~~CO2の削減~~**バイオ燃料利用促進**による地球温暖化防止 ・　製造拠点整備等による関連産業振興 ・　新たな産業創出及びそれによる地域振興 ・　バイオ燃料を生産する企業の税負担が軽減 【デメリット】 （上記①のデメリットに加え、） ・　既存燃料や国際価格と比較してコストが高いことから、製造や原料の生産等に係る大幅なコスト低減が不可欠。 ・　道税収入の減		経） 資源エネルギー課 総） 税務課 **環） 地球温暖化対策室**	

＜過去の類似提案＞

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
環境保全 〈バイオ燃料〉	１１０ 遊休農地を活用した燃料生産	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。			③　耕作放棄地への菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用 ・　「耕作放棄地」に菜種を作付けることに対する規制はない。 ・　菜種を作付けしてバイオディーゼルを生産する取組は、道内でも試験的な取組事例が見られる。	③　耕作放棄地への菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用 （特段の法令等の支障なし）	③　耕作放棄地への菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用 【メリット】 ・　景観作物としての観光資源的な役割 ・　新たな作物の作付けによる地域農業の活性化 ・　CO2の削減による地球温暖化防止効果のあるバイオ燃料の生産拡大 【デメリット】 ・　栽培した菜種を原料としたバイオディーゼル燃料生産は、既存燃料に比べ高コストのため、大幅なコスト低減が不可欠。		経） 資源エネルギー課 総） 税務課 **環） 地球温暖化対策室**	
					④　ガソリン税（揮発油税、地方道路税）の減免 ・　揮発油税法により、揮発油には揮発油税が課税（§1）。揮発油に炭化水素油以外の物を混和して揮発油以外の物(揮発油に類する物に限る）としたときは、製造と見なし、その物を揮発油とみなす（§6)。 ・　地方道路税法により､揮発油には地方道路税が課税(§1)。 ・　揮発油1kl当たり揮発油税24,300円、地方道路税4,400円。 ・　バイオ燃料の普及には既存燃料との価格差の解消を要するため、ガソリン税等の減免を国に要請している。	④　ガソリン税の減免 ・　揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設 ~~・　国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進）~~ **・　国への予算要望（国内におけるバイオエタノール直接混合燃料の本格普及に向けた体制整備と本道におけるバイオエタノールの地産地消に向けた支援措置の拡充、バイオエタノール生産拠点確立に向けた取組への支援の継続）** ~~・　国への制度改正要望（税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進）~~ **・　総合特区制度を活用した規制等の特例措置の提案**	④　ガソリン税の減免 【メリット】 ・　既存燃料との価格差解消によるバイオ燃料の利用促進 ・　~~CO2の削減~~**バイオ燃料利用促進**による地球温暖化防止への貢献 ・　バイオ原料の生産による、遊休農地等を含む農地の有効利用 ・　製造拠点整備等による関連産業振興 ・　新たな産業創出 【デメリット】 ・　税収の減少 ・　食料生産目的の農地利用の縮小が懸念される。			

＜過去の類似提案＞

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
				重複除く						
環境保全 〈バイオ燃料〉	２２４ バイオ燃料生産業務特別地区の設定による投資減税	バイオ燃料生産業務特別地区を指定し、国税、地方税の投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようにする。	1	1	・　国の政策的配慮から、個別の立法措置により地方団体が行う課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）による減収部分については、一定のものに限り地方交付税による減収補てんが受けられることになっているが、本提案については対象となっていない。 ・　既存燃料との価格差解消などを通じたバイオ燃料の導入を着実に推進していくためには、バイオエタノール等の原料の安定供給のための支援や~~、製造プラントの整備及び~~製造事業者の経営安定に資する支援、さらにガソリン税等の減免、道内で製造したバイオ燃料の道内での利用などによる製造・流通コストの低減など、多段階に亘る措置が必要であり、道としては、これらを国に対し要望して~~おり、H20年度から一定の措置がされる予定もある~~**いる。** ~~・　また、庁内に全庁横断型の「輸送用ニニ燃料普及拡大プロジェクトチーム」を設置し、地域の取組に対する支援策など、幅広い観点から検討を進めている。~~ **・　また、本道におけるバイオエタノールの原料生産からバイオ燃料の販売までの一貫した道産バイオエタノールの地産地消を進めるため「バイオ燃料普及戦略会議」を設置し、製造事業者、業界団体、行政機関等と検討を進めている。** ・　なお、普及促進を進めるためには、投資減税や交付税補填等は効果的な対策と考えるが、加えて安全性の確保や税制面での検討も必要である。 ・　H20年度関係省庁における税制改正予定は次のとおり。 ①農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（仮称）の制定と併せて、同法の認定を受けた事業者が取得するバイオ燃料製造設備（エタノール等）に係る課税標準の特例措置（３年間２分の１軽減）を創設する。 ②エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却制度（３０％）又は税額控除制度（７％）について、対象設備の見直しを行ったうえ、その適用期限を２年延長する。	・　新たな法律を創設し、税の課税免除等を行ったものについて、交付税による減収補てん措置が受けられる旨明記する。 ~~・　国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進）~~ **・　国への予算要望（国内におけるバイオエタノール直接混合燃料の本格普及に向けた体制整備と本道におけるバイオエタノールの地産地消に向けた支援措置の拡充、バイオエタノール生産拠点確立に向けた取組への支援の継続）** ~~・　制度改正等を国に要望（税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進）~~ **・　総合特区制度を活用した規制等の特例措置の提案**	【メリット】 ・　バイオ燃料~~使用~~**利用**促進**による地球温暖化防止** ~~・　地球温暖化防止~~ ・　製造拠点整備等による関連産業振興 ・　新たな産業創出 【デメリット】 ・　地方交付税による減収補てん措置では、留保財源率２５％分が除かれることになるため、その分道税収入が減になる。	一旦終了	総） 税務課 環） ~~環境政策課~~ **地球温暖化対策室** 経） 資源エネルギー課	1234F

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向 分野別審議へ	対応方向 １次整理
環境保全 〈環境保全〉	1501F 全国一律の基準見直しによる学校のエコ改修	北海道版建築基準法を整備し、地球温暖化防止に貢献する地域とする。 建築基準法の権限移譲or学校施設の整備に関する指針の権限移譲により全国一律の現行基準を見直し全ての学校をエコ改修する。	1	1	○建築基準法では、自然採光が人間にもたらす肉体的、精神的な効果を勘案して、住宅、青少年や社会的弱者である老人、病弱者が利用する施設については、特に自然採光を確保することが求められる。 ○学校の教室に求められる採光に有効な部分の面積は、通常、居室面積の1/5と、病院の病室や住宅に求められる1/7よりも大きく求められるが、下記告示第1800号により、照明設備を設置する場合は、住宅等と同様に1/7まで低減することが可能であることから、特に国からの権限移譲は必要ないものと考えられる。 【関係法令】 ■建築基準法第２８条（居室の採光及び換気）第１項 住宅、学校、病院、診療所、寄宿舎、下宿その他これらに類する建築物で政令で定めるものの居室には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、住宅にあっては1/7以上、その他の建築物にあっては1/5から1/10までの間において政令で定める割合以上としなければならない。… ■建築基準法施行令第１９条第３項 法第２８条第１項 に規定する学校等における居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、それぞれ次の表に掲げる割合以上でなければならない。ただし、同表の（１）から（５）までに掲げる居室で、国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置が講じられているものにあつては、それぞれ同表に掲げる割合から1/10までの範囲内において国土交通大臣が別に定める割合以上とすることができる。 (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校…の教室　1/5 (3) 病院又は診療所の病室　1/7 ※(2)、(4)～(7)については省略 ■昭和55年建設省告示第1800号 第１第一号　幼稚園、小学校、中学校、高等学校…の教室にあっては、次のイ及びロに定めるものとする。 イ　床面からの高さが50センチメートルの水平面において200ルックス以上の照度を確保することができるよう照明設備を設置すること。 ロ　窓その他の開口部で採光に有効な部分のうち床面からの高さが50センチメートル以上の部分の面積が、当該教室又は保育室の床面積の7分の1以上であること。	○現行制度により対応可能	【メリット】 ○幼稚園及び小中高校の施設の新設・改修において、教室の開口部の割合を建築基準法、同法施行令の原則（床面積の 1/5以上）よりも下げる（1/7以上）ことで、寒冷地である本道においては、教室の断熱効果の向上による冬期間の暖房費の削減、ひいてはCO_2削減効果による地球温暖化防止への貢献が期待できる。 【デメリット】 ○教室の開口部の割合を下げることで、照明による室内の明るさの確保が必要となることから、その分、電気使用量の増加につながり、CO_2削減効果が相殺される。	建） 建設指導課		○

１次で整理する理由等

②

昭和55年建設省告示第1800号により、幼稚園及び小中高校の施設の新設・改修においても、照明設備を設置する場合は、住宅等と同様に教室の開口部割合を床面積の1/7まで低減することは可能である。

＜過去の類似提案＞

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	国の専掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他	理由等	関係部課	個票番号
地域活性化〈独自基準の設定〉	１７２ 住宅に関する建築基準法	高断熱高気密の住宅、300年はもつ資産としての住宅とするため、道独自の建築基準を作る。	1	1				○	・　道では昭和63年度から産学官が一体となって、北国の気候風土に適した性能・整備を有し、かつ街並みとの調和にも配慮した「北方型住宅」の開発・普及に取り組んできており、この結果高断熱・高気密住宅が一般的に建設されるようになってきた。	建） 建築指導課	3052H